

第75回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会 議事録

(開催要領)

- 1 日 時 平成26年3月24日(月) 13:30～15:00
- 2 場 所 内閣府本府3階特別会議室
- 3 出席者

会長	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
委員	阿部 裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同	小木曾 綾	中央大学法科大学院教授
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	苅米 照子	特定非営利活動法人ウィメンズスペースふくしま代表理事
同	原 健一	佐賀県DV総合対策センター所長
同	平川 和子	東京フェミニストセラピーセンター所長
同	山田 昌弘	中央大学教授

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議題
配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況のフォローアップの取りまとめ
- 3 閉会

(配布資料)

- 1 「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策 ～配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況のフォローアップ～
- 2 配偶者からの暴力関連データ

(議事録)

○辻村会長 それでは、時間になりましたので、ただいまより、第75回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催させていただきます。

本日は、田島委員のみ御欠席で、森田委員が遅刻ということでございます。

本日は、前回素案について議論いたしました、配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況のフォローアップの取りまとめについて検討することを予定しております。

では、最初に事務局から説明をお願いいたします。

○水本暴力対策推進室長 御説明をさせていただきます。

今、お話がありましたとおり、本日は、前回骨子案で御議論いただきました配偶者からの暴

力の防止等に関する対策の実施状況のフォローアップの取りまとめ（案）について、事務局から御説明させていただいた後、皆様に御議論をいただく予定でございます。

また、その後、これまで御議論いただきましたフォローアップの取りまとめに際しまして、委員の皆様から所感と申しましょうか、お言葉をいただければと思っております。

資料の御説明をさせていただきます。

冒頭、議事次第の１枚紙、それから、委員名簿、配席図などの後に、資料１といたしまして、本日、御議論いただきます報告案をつけさせていただいております。別添資料も一緒にしておるところでございます。

続きまして、資料２について御説明をさせていただきます。

こちらは、阿部委員からの御意見を踏まえましてつけさせていただいたものでございます。

資料２－１が、配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者暴力関係の相談件数の結果、昨年度分の都道府県別の件数でございます。

資料２－２、こちらは厚生労働省からいただいた資料でございますけれども、婦人相談所におけるDV被害女性の一時保護件数の都道府県別の件数、こちらも昨年度分でございます。

資料２－３、こちらは最高裁からいただいた資料でございます。こちらは、平成１３年１０月からの積算でございます。資料２－２及び２－３は委員限りで配布しております。

以上でございます。

○辻村会長　ありがとうございました。

それでは、最初に室長の方からフォローアップの取りまとめについて御説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。資料１です。

○水本暴力対策推進室長　資料１を御覧ください。こちらが報告案の本体になります。報告案につきましては、前回、委員限りということでお配りしたものでございまして、それをその後、皆様方の御意見などを踏まえまして修正したものでございます。

したがいまして、今回は、修正されたところを中心に簡潔に説明させていただければと思っております。

まず、１ページからの前文の部分でございますけれども、こちらについては、今回のフォローアップに至った経緯、あるいは昨年行われた法改正あるいは基本方針の改正などについて、いわゆる経緯の部分述べさせていただいたものでございます。前回と内容にかかる修正はございません。

２ページの１番「保護命令制度の適切な運用の実現」「（１）保護命令制度の在り方」でございます。

こちらは、法改正前から御議論いただきました、保護命令制度の在り方についての御議論、とりわけ、交際相手に対象を拡充するに当たっての御意見などを記載しているところでございます。こちらにも修正点はございません。

４ページ「（２）保護命令制度の適切な運用の実現」「ア 改正法の施行に伴う措置」でござい

ざいます。

こちらは、法改正に伴いまして、とりわけ生活の本拠を共にする交際をする関係の解釈運用に関する啓発、広報が求められるといった御意見を書いております。こちららも変更はございません。

「イ 保護命令の発令の適正・迅速な運用」でございます。

こちらについては、いわゆる無審尋の保護命令などについて、被害者への説明、周知などをしっかりやること、それから、裁判所、警察、配偶者暴力相談支援センターが参加する協議会等での検討などについて記載しております。ここも変更はございません。

5 ページの一番下「2 交際相手からの暴力への対応」の部分でございます。

6 ページにございます「① 現状」の2パラ目「また」以下のパラグラフの3行目以下でございますけれども「売春防止法に基づく運用により」の後でございます。こちらは阿部委員からの御意見でございまして、正常な生活を営む上で困難な問題を有しておるようなところについて、生活が困窮している等の例示をつけるべきではないかという御意見をいただきましたので、生活が困窮している、居所がない、暴力を受けるなどといったところを追加いたしております。

続きまして、下の方「② 方向性」の部分でございます。この後の「若年層」からのパラグラフ、1パラグラフ丸々でございますが、こちらは平川委員、また、柿沼委員からも御意見をいただいております、交際相手からの暴力といった場合の被害者になりやすい若年層からについては、いわゆる負の連鎖というような状況があるのではないか。知識とか経験あるいは経済的にも力がない中で同居して被害を受ける。あるいは子供を生んだりして、さらに経済的に苦しくなって、また暴力被害に遭うといった負の連鎖について示されている。

そういったことも踏まえて、若年層への教育啓発、相談窓口の利用の周知が重要であるという御意見でございましたので、そのパラグラフ1つ、丸々追加しております。

7 ページの2行目「また」以下でございます。こちらは、平川委員からいただいた御意見でございまして、特に、今言ったような状況にある交際相手からの暴力の被害に遭っているような女性について、よく職務関係者が理解あるいは研修を受けることが大事ではないか。

また、そういった方への生活再建のための情報提供、それから、支援の提供が必要ではないかといった御意見をいただいておりますので「また」以下のところを適宜追加いたしております。

また、このパラグラフの最後の「今後」のところでございますが、こちらは辻村会長の御指摘でございまして、法が改正されたことを踏まえて、今後、配偶者暴力相談支援センターの相談件数など増加するのかどうか、あるいはどのような課題があるのかといったようなところをしっかりと実態を把握していくことが重要であろうという御意見をいただきましたので、この1行を追加いたしております。

なお、御参考でございますけれども、まだ施行されて3か月弱というところではあるのですが、内々に事務局の方から配偶者暴力相談支援センターの方に、法が施行されて何か

変わったところあるいは課題などがありますかということで、状況を問い合わせたところ、件数といたしましては、交際相手からの相談が増えましたかということについて、増えたとおっしゃっている支援センターが1割強でした。

また、どのようなところに問題点、課題、意見などがありますかと聞いてみたところ、やはり多いのが、生活の本拠を共にするというところの判断が難しいと。なので、そういった事例や判例が出てきた場合には、支援センターの方にもよく提供してほしいといった御意見、御要望。

また、それと同じ意味だと思えますけれども、生活の本拠を共にするの、その同居の、いわば証拠となる資料について、どういったものが必要なのかというのが難しいといったような御意見。

また、そういうのも含めまして、法改正の趣旨について普及啓発をちゃんとやってほしいといったような御意見が出ているところでございます。御参考までに御報告いたします。

続きまして「3 被害者の安全の確保」でございます。

こちらについては、8ページ以下にございますとおり、特に広域、地方公共団体の枠をまたぐような場合の警察、地方公共団体との連携による安全の確保の必要性。また、被害者等に関する情報の保護の必要性、さらに関係者への研修の充実などを記載しております。特段の修正はございません。

「4 ストーカー行為等への厳正な対処等」でございます。

こちらは、9ページ「② 方向性」の第2パラグラフ「また」のところでございますけれども、3行目以下のところ、こちらは阿部委員、原委員、それから柿沼委員からも御意見をいただいておりますけれども、配偶者暴力ということで相談に来られたケースであっても、つきまといをされるようなケース。つまり、配偶者暴力で相談に来ているけれども、ストーカー規制法での対応が可能なケースというのも十分考えられますので、そういったことに対応するためにも、平素から警察と地方公共団体との連携協力を進めることが必要であるといった一文を追加しております。

続きまして、9ページの最後「5 加害者への対応」でございます。

加害者への対応については、場所も、前は「その他」の前にあったところを移しております。

こちらについては、前回、森田委員から御説明いただきまして、それを踏まえて、御議論、御意見をいただいたところでございます。

この内容につきまして、10ページの一番下のパラグラフ「また、加害者更生に関しては」のところでもまとめさせていただいております。

最初の5行の部分が、前回の調査検討を行ったという事実を書いた上で、調査検討の中では、以下で先生方からいただいた意見、幾つかございましたので、そこを書かせていただいております。

その上で、最終パラグラフで、今後、加害者更生の取組が一層推進されることを期待すると

いう形でまとめさせていただいております。

「6 被害者の保護・自立支援に関連する制度・施策の充実」でございます。

こちらは、既に基本方針にも盛り込まれたような各種新しい取組について記載した上で、それについての周知が必要であるといったこと。あるいは、昨年法律が成立しました新たな生活困窮者支援制度をはじめとする、関係する取組と連携した支援が必要であるといったことを書いております。特段の修正はございません。

「7 配偶者暴力相談支援センター、関係機関等との連携協力」でございます。

「(1) 配偶者暴力相談支援センター」につきましては、婦人相談員の専門性の確保と処遇が課題であるといったこと、あるいは一時保護についての期間の延長等の柔軟な設定の必要性などについて書いております。修正はございません。

「(2) 関係機関・民間団体等との連携協力」ということで、こちらは被害者支援に係るワンストップサービスの推進が望ましいといった御意見。あるいは民間支援団体との連携を一層促進することが必要だといった御意見を記載しております。こちらも修正はございません。

最後に、14 ページの「(3) 児童、高齢者、障害者虐待への適切な対応」。いわゆる複合事案でございます。

こちらにつきましては「② 方向性」の第2パラグラフ「被害者である母とその子への」云々の下から3行目のところでございます。こちらは、森田委員からいただいた御意見でございまして、児童虐待への対応について、要保護児童対策地域協議会、こちらに配偶者暴力相談支援センターが参加していないケースがあるといった御意見がありましたので、協議会の場で、機関との連携協力を一層進めることが重要であるという一文を追加いたしております。

「8 その他」でございます。

こちらは、1行目の後ろの方でございます。こちらは森田委員からの御意見でございますけれども、男性向けの相談事業について、やはり加害者が被害者を装って電話してくるようなケースもあるということでございますので、相談の場での加害者を見極める知見の蓄積等が必要であるといった御意見がありましたので、そこを追加しております。

また、その次、「このほか」の文章の後ろの方「女性の健康支援に関し」以下のところでございますけれども、こちらは、柿沼委員のほうから、家庭、地域、学校、教育というのが非常に若年層に対して重要であるといった御意見をいただきましたので、そこを追加しております。

別紙といたしまして、委員の名簿、それから開催状況、それから基本方針をつけさせていただいておるところでございます。

簡単でございますが、御説明は、以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。本日の審議は、この実施状況のフォローアップの取りまとめについて、最終的なものに近いものにしていくためのものです。

これは、近く開催予定の男女共同参画会議に報告をするということで、我々の今期の検討のまとめになるものでございます。

ですから、本来、一文ずつ、読み合わせをしていけばいいのでしょうけれども、そのような

時間ありません。

ただ、御説明の時間を割と短くしてくださっておりますので2時半ぐらいまで、45分ぐらいあります。ですから、ゆっくり検討する時間はあると思いますので、表現にわたるところまで、お気づきの点についてお話しいたいて、修正できるところはしていきたいと考えております。

これは、既に事務局の方でおまとめくださって、他の省庁とのすり合わせも済んでいるものでございます。ですから、新しく全く違うようなことを加えることができるかどうかはわかりませんが、ここに書かれていることの御修正を含めまして、御意見、御質問をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

少し順番を切ってやっていきましょうか。時間がありますから。

それでは、最初の「はじめに」というところの「はじめに」が書いてありませんけれども、1ページと2ページの上ぐらいまでが、これが一応、これまでの経過でありますとか、背景に当たるようなことでございますが、ここはよろしいでしょうか。

柿沼委員、どうぞ。

○柿沼委員 ここに入るかどうかかわからないのですが、報告案のタイトルが女性に対する暴力を根絶するための課題と対策ということですので、今後のこの調査会における課題になるかもしれないのですが、学校教育における予防教育の充実ということで、女性に対する暴力を根絶するために、予防教育が重要でございますので、学校教育の中で、相手の人権を尊重した人間関係づくり、暴力防止教育、これらをきちんと実施するということで、小中学校、高校、大学、それぞれ発達段階に応じた教育が必要だということも、どこかに入れていただければと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。この部分では、これまで法律がどういうふうに変更されてきたかと、会議がどのような取組をしてきたかと。そして、我々がこの調査会でどういう取組をしてきたかということですので、ただいま御発言いただきました内容については、その他という扱いは、何か軽く扱うような表現でよくないと思うのですが、後でまた御議論いただきますけれども、15ページのところが、こういう見解があった、こういう見解があったということを羅列しているだけです。その他としないで、その他の課題でもいいですし、少しつけ足しのように見解を述べるという形ではなくて、ここで扱えなかったけれども重要であるという、ここは最後児童のところの対応も含みますから、後で14ページあたりに書き込むか、あるいは今後の課題、その他の課題でもいいですし、そこにちょっと入れられるかどうかということ。その際には、文言をどのような形にするか。今日は、いろいろ御意見を出していただいて、そして、事務方の方で文言を確定していただいたものを、またメールで確認していただいて、最終的なものをつくっていくということにならざるを得ないと思いますので、柿沼委員の方から、例えば、二、三行なら二、三行で、今、さっとおできになるようでしたら言っていただければ、皆さんで、どこに入れるかだけは別として、今、おっしゃったようなことをまた文章にいただければいいかと思います。

○柿沼委員 わかりました。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○山田委員 今の柿沼委員の意見に賛成いたします。

関連いたしまして、私、先日まで文科省の方の道德に関する懇談会の委員も務めておりまして、そこで、教育というのは、ただ単に、これがいいとか、これが悪いというのを教えるだけではまずいだろうと。

つまり、ストーカーに関しても、DVに関してもいいと思ってやっている人は、まずいないわけで、悪いと思ってもやってしまうというような側面、悪いというのを知っていてやってしまうという側面があるわけです。

だから、ただ、教育の際に、ただ単にこれはやっていいとか、これはやっていけないというのを教えるだけではなくて、いわゆるどういうコミュニケーションが望ましいとか、本来は、こういう付き合い方の実地練習、何と言ったらいいのでしょうか、アメリカ等では、こういう誘い方はいいのだけれども、こういう誘い方は不愉快だみたいなことも、学校教育の中でやっているそうなので、そういう形で、教育に関してもコミュニケーションのあり方、ただ単にいい、悪いということだけではなくて、コミュニケーションの仕方を何らかの形で実践できるような教育をしていくように望みます。道德に関する懇談会の方でも、そのような形で、一文、二文、付け加えさせていただいたところもあります。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。今回のフォローアップの報告書は、極めて焦点を絞った形で書き込まれております。

それで、もっと幅広い社会的背景だとか、暴力根絶のための基盤づくり、教育とか、予防とか、そういったことが書き込めておりません。それが私も気になっておりましたので、最後に、課題ということで少し広げて終わっておくという方法がよいかも知れません。

私も実は、第3次基本計画の第9分野が女性に対するあらゆる暴力の根絶についての項目でございますが、ここは、配偶者暴力のところの前に、女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりという項目が、最も広い項目がございます。

そして、女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成とか、あるいは相談しやすい体制とか、そういうことから始まっているのです。

それで、我々は限られた時間でもありますので、その中で、専門的に調査をしなければいけないところということで、性犯罪について行い、そして、今回はDVの問題についてフォローアップしました。もっと広い問題については扱う時間もなかったのですが、問題関心が無いということになっても困ると思いますので、ただいまのお二人の御意見を非常に貴重なものだと思いますし、今後の基本計画につなげていくためにも、最後に、学校での予防教育であるとか、コミュニケーションのあり方、そういった教育の問題が非常に重要であるので、引き続き検討していかなければならないということを最後に書いて終わりにするというのがよろしいのではないのでしょうか。

いずれにしても、現在では、15 ページにこういう意見があったで終わっていて、結び文がないですね。ですから、結論めいた結び文をつくるという意味でも、今の御意見を反映させていただければよろしいかと思いますが、いかがでしょうかね。

それでは、それ以外に、いかがでしょうか。

原委員、どうぞ。

○原委員 今のお話のところも関連するのですが、暴力の予防教育を推進するに当たっても、教育機関との連携というのが1つ出てくると思うのですが、県の男女共同参画センターとして、市町村とか警察の連携は随分進んできてはいるのですけれども、やはり医療機関と教育委員会との連携がまだまだ全国的に見ても整っていないと思います。

暴力予防教育を推進するにしても、体制整備を進めていく中で、例えば、県の方が主導して、そういう体制整備をやると、その中で医療機関や学校関係者に入ってもらおうということですね。そういうのも課題になってくるのではないかと考えております。

○辻村会長 ありがとうございます。ただいまの御意見も同じ流れだと思いますけれども、第3次基本計画の方も、関係機関との連携の促進という項目の中では、犯罪被害者施設の推進協議会のようところとか、人権擁護機関との連携ということは書かれているのですけれども、教育機関との連携とか、医療機関との連携、性犯罪のところは医療機関との連携が必要ですが、全般に教育機関との連携、医療機関との連携が必要だという視点がないように思います。ですから、この機会に、最後のまとめの文章に相当するところで、そのことをしっかり書き込むというのがよろしいのではないかと思います。

ほかにいかがでしょうか。最初の1ページ目から2ページ目にかけてのところは、ここはかなり重点的な内容についての冒頭の文章ですから、なかなか直せないかもしれませんが、そういう形で処理したいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

ございませんか。私の方から1点、1ページの下から3行目に、このパラグラフは「この間」となっていて、どの間かなというのはありますが、そこは不問にして、25年の6月にDV法の改正があったと「改正法という」と書いてあって、そして、1月3日から施行された。また、ストーカー規制法が併せて改正されたとなっているのですね。これはちょっとミスリーディングで、「併せて」というのが全く同じ日に施行されたのかと、ここだけだと読んでしまいますね。ですから、ここは平成25年6月に改正されて、そして、ストーカー規制法の方は、同年10月に施行されておりますね。ですから、後の方に当然出てきますけれども、誤解するといけませんので、それを入れていただければよろしいかなと思います。

次の内容の1に入ります。2ページから、1のところは、5ページの下までですけれども、何かありますでしょうか。これまでの保護命令制度の在り方のところですね。

どうぞ。

○苅米委員 現在、福島県で電話相談を受けていますが、保護命令について、夫婦間の強姦とか、精神的な苦痛とか、経済的、性的、それについてなかなか保護命令が出ないという現

実があります。そのことについても、もう少し世間というか、皆さんの御理解が深まったら、いかに大きな恐怖か、電話相談でも10人ぐらい子供を生まされてしまって、おまえの自由を奪うというような人が現にいるのですね。でも、それをどんなところで保護して、彼女を支援できるのか、ここに書くということではなく、多くの方に御理解をいただくようにしていただきたいと思っていますところですよ。

○辻村会長 具体的にはどういたしましょうか。例えば、こういう例があるようにということで、どこか具体例を挿入するところがありますでしょうか。ここの2ページから3ページというのは、これまで交際相手に広げたいという意見があったけれども、これに対して、こういう反論があったということがずっと書いてありますね。

そして、これに対しては、やはり交際相手についても、法改正によって実現しましたよという書きぶりになっていて、それ以外のところが、必ずしも網羅的に記されているわけではないという印象を持っておりますので、保護命令の発令でしょうか、発令の適正な運用のところでしょうか。どこでしょうかね。

○阿部委員 5ページのところですかね。

○辻村会長 5ページのイの「① 現状」のところに件数を入れていただいたのですよね。しかし、現実には今のような例のようなことで、保護命令について運用上の課題が指摘されているという書きぶりだったらいいかもしれませんね。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 例というか、今回の改正というのは、つまり配偶者というか、その交際相手の範囲を拡大するという意味での拡大だったのですけれども、今の話は、逆に内容の拡大に関しては、今回の改正は余りなかったもので、今回は、そういうふうに拡大されたけれども、実際、今までは夫婦間の性関係は暴力とは見なされていなかったけれども、それを見なしていくような方向も必要ではないかと、暴力の内容に関する再検討も必要というようなことをどこかに加えて。

○辻村会長 わかりました。4ページのアというのは、改正法に伴うことが書かれているのですね。

それで、イは、これは改正法ではないことですね。多分、書くとするといだとおもうのです。ですから、改正法と離れて従来の運用についても、なお課題が残されているとか、指摘されているとか、そのようなことを1行入れるということですね。これは、方向性のところで、これらについても今後の課題であると一番下に入れてもいいと思います。

どうぞ。

○阿部委員 今の関連なのですけれども、事務局の方から保護命令あるいは相談件数、一時保護件数の資料をお出しいただいたのですけれども、保護命令に関しては、従来から横浜地方裁判所では非常にハードルが高いというのが、神奈川県内の弁護士の様々な意見として出されています。

それで、弁護士の中には、写真や診断書がなければ、保護命令の申立てができないのだと勝

手に思い込んでいる。保護命令の申立てにそんな要件は何もないにもかかわらず、そういったものがなければ発令されないというような思い込みが結構あったりするわけなのですけれども、そういった意味では、保護命令の発令についても地域の温度差があるのではないかと思わざるを得ませんので、この適正、迅速な運用というところに、やはり被害者の安全確保のために保護命令があるわけですから、ここのところを少し強調していただけると大変ありがたいなと思っております。

○辻村会長 これは、5ページの下のところが地域によって連携が図られているけれども、いろいろ運用状況について検討が必要だということまで書かれていますので、先ほど問題になった保護命令の発令に関する地域格差あるいは夫婦間の強姦になるのでしょうかね、それをここに書くかどうかというのはありますけれども、その他、保護命令の運用の実態について、さらに取り組む必要があることが指摘されているという感じでしょうか。そんなような一文をこのイのところ、改正法にかかわらない、従来の発令に関する問題として加えていただくことを御検討いただきたいということです。よろしいでしょうか。

○水本暴力対策推進室長 はい。

○辻村会長 それでは、先に行きましょうか。

「2 交際相手からの暴力への対応」のところですね。

どうぞ。

○小木曾委員 今のところですが、保護命令には、再度の申立てができるという制度があるのですけれども、それについて、最高裁の資料を見ても出ていないのですが、もしあれば、そういう再度の申し立てがあったのか、なかったのかということがどこかに書き込まれるとよいのではないかと思います。

○辻村会長 再度の申立てについての事例の実態の調査ということですね。

○水本暴力対策推進室長 最高裁の方の資料ですので、確認してみます。

○辻村会長 そうですね。それもここで出た意見ですので、運用について一文加えるということで検討してください。

次に「2 交際相手からの暴力への対応」ということで、5ページの下からになっておりますが、これは今回、法改正が行われまして、施行が1月3日ですから、まだ事例が出てきておりません。

ただ、各自治体や配偶者暴力相談支援センターなどは、判例の蓄積を待ってからという回答では不十分ですので、実際にどういう例があったかということをお早く皆さんにお知らせして、対応を進めていただきたいと思います。

そこでこの報告書に、たとえ2か月ぐらいでも何か一定の傾向があったかということを書けないか、私としては以前からお願いをしてきたのですが、まだ、書けませんということですね。さきほどは、口頭で御報告をいただいて1割強は増えているということでした。

○水本暴力対策推進室長 増えたとお答えになったのが1割強、件数として1割増えたということではなくて。

○辻村会長 法律がかわってから1割増えたということで、そうではなくて。

○水本暴力対策推進室長 聞いた配偶者暴力相談支援センター全体の中で、交際相手からの相談が増えたとお答えになったのが1割強ということです。

○辻村会長 断定的に書き込むことが、まだ難しいのですが、今後事例の調査を早急に進めないといけないわけです。それで、改正後の動向についての変化あるいは実態を早急に取りまとめる必要があるとか、そういったことをなるべく書き込んでほしいということを、私がお願いしました。現状では7ページの6行目です。「今後、改正法の施行後の実態を把握することが必要である」と入れてくださったのですね。これで尽きているかもしれませんが、件数の増減や実態、事例ですね。それから、さっき言われた判断が難しい事例が多いということで資料がほしいと、これも判例の蓄積がないと最終的なことは言えないにしても、実際にはどういうことになっているのか実態を把握することが必要である、ということですね。これは、また最後のまとめ文、結び文のようなところに、もう一度念押しで書いていただくということもあるかもしれないですね。

ほかには、いかがでしょうか。

どうぞ。

○平川委員 今のことにに関して、私はちょっと肯定的に誤解をしたようで、これに関して事例的なものを書きました。

それを、この方向性のところに書き込んでいただいたようなのですが、語句から言うと「安易に同居し」というところがやはり現場にいるものとしては、引っかかるのですね。例えば、「安易に見える同居を開始し」とか、例えば、そういうふうなことになる、現場の相談員や支援員、あるいはシェルタースタッフというのはわかりやすいかなと思います。

というふうにして、省いたり、まとめたりしますと、現場の詳細で具体的な現実が抜けてしまうということを、今回は感じました。若年層の女性にしても、一旦結婚をし、あるいは離婚し、結婚し、離婚しと、3回とか4回とかしている人たちがいます。子供が4人ぐらいいるのですが、全部父親が違う人とか、そういう人たちがいるので、そういう人たちは、安易に同居するように見えているのですが、実は社会資源の使い方を知らなかったり、中卒であったり高校中退であったりとかして、経済的にも困難をかかえていますので、仕方なく同居が始まっていくという実態があります。「安易に同居し」と書きますと、好きで、選択してやっているというふうに取り受け取られ誤解を与えることになろうかと思います。そうなるとういう方たちはますます、相談などなどの社会資源に近づかなくなるというようなことがありますので、そのあたりのことを、今、辻村会長がおっしゃったような形にさせていただくと、現場の現実に近いかなと思います。

この個所に関しては、「安易に見える同居を開始し」とか、言葉をちょっと付け加えていただくといいかなと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。この部分は、平川委員からの申し出によって若年層についてのことが書き加えられたのですが、全体を見ますと、法改正後の問題としては、若年層

だけが問題だと読めてしまうので、その場合の若年層というのは、何歳ぐらいでしょうか。年が若いと、いろんなことを知らないままにということですかね。

○山田委員 若い人の定義が、またそれも、今、35 から 40 に引き上げられようとしているところもありますので。

○辻村会長 若年層からの相談というか、若年層だけが問題であるという誤解を与えたら困ります。7 ページにも若年層への教育、啓発に関してはなっていますので、ここの部分が若年層だけとならないような、若年層及びその指導者を対象としてというように、ここでも若年層に限定してあるような読み方ができるものですから、そこを、「とりわけ若年層については」とか、そういうことですね。

どうぞ。

○山田委員 やはり、私も平川委員と同じように「安易に」という言葉に引っかかってしましまして、そこは被害が深刻化してから相談に至る状況が困るわけであって、同居するときは、やはりいいと思ってするわけですし、それで逆に成功というか、うまくいくケースもあるわけですので、この「安易に同居」という言葉は削ってほしい。そうでないと、安易に同居したのだから、おまえがいけないのだ、みたいに解釈されるのも困るので、やはり「安易に」は、削ってほしいと思います。

○辻村会長 これは「安易に同居し」の後の「つきまとい等の被害や」と、私もここはちょっと文章が引っかかっていて、何かおかしいと言いつけてきたのですが、そのままになっているのですが。

どうぞ。

○原委員 「安易」を外したほうがいいということですかね。

○辻村会長 ただ、そうしますと、ここは同居が問題になるわけですから、同居した後、生活の本拠を共にした後ですね。

○原委員 平川委員がおっしゃったみたいに、安易に見えるというのがしっくりくるかなと思うのです。実際に SNS などでも知り合って、もう 2 日後には同居しているということも結構あるのです。それは、はたから見ると、安易に見える同居なのです。我々支援者側からすると、そういう安易に見えるというようなものが、実際にあって、それをどう支援するのかというところだと思うので、気づくというところでは、安易に見えるという表現は、現場的には、しっくりくるのかなと思っています。

○辻村会長 どうでしょうか。「安易に見える形で同居を開始し」ですか。

○山田委員 お任せします。

○辻村会長 文章は、なかなか難しいですね。一見安易に見える同居ということですね。

どうぞ。

○佐村局長 今の話で、状況はわかるのですが、普通、SNS で出会った 2 日後に同居すると、それは明らかに安易でしょう。そういうのをやはり問題だという場合に、そういうふうに 2 日後に同居してしまうという状況しか選択肢がないことが問題なのか、そうになってしま

うような、例えば、教育の不足が問題なのか。

○辻村会長 それでもうまくいってれば、別に問題ないわけですね。

○小木曾委員 家庭内暴力に至るような、要するにお互いの人となりをよく知らないうちに、そういう関係に入るとというのが問題だということなのではないのですか。

○佐村局長 人間関係づくりなどのトレーニングを受けていないことなどが問題でしょうか。

結局、そういう場合に、被害にだけ対応しても、また繰り返してしまう可能性があり、そういう場合の対応を考えておかないと、物事の本質はあまり解決しないかなと思うものですから、何をどういう形で対応すればいいというのを、御経験がある方に伺えればと思いました。

○山田委員 最近若い女性の貧困問題というのが結構話題になっていて、今度、学術会議でも、去年、今年とシンポジウム等を開くのですけれども、やはり同居せざるを得ないというのは1つあると思います。同居しなければ、とにかく生活できないので、別にいい人に見えてしまうという形でということはあると思います。

あと、単なる同棲もそうなのですけれども、私、夫婦間の調査研究をしていても、見合いで余り相手のことをよく知らないで結婚したという人も結構いらっしゃって、暴力の被害を受ける方もいるので、だから、単に若い人だけの問題ではなくて、実はそこを含めた広い問題になっているかなと思ってはおります。ちょっと書き方は難しいと思います。よく知らないうちに同居するとか。

○辻村会長 「互いの性格を知りあう間もなく」という感じですか。

○原委員 教育の部分だけではなくて、例えば、DVの家庭で、そういう子供たちに対する支援というのが十分行われないうまま、次の連鎖に移っていつているわけですね。

だから、例えば、もっと早くDVを発見して、子どもの支援をどうするのかというところとあわせて学校教育でどのように予防プログラムを取り入れていくのかとか、個別の支援と組み合わせる必要になってくるのではないかなと思うのです。そういうのは、今までなされていないかったというのが、現状だと思います。

○辻村会長 どうぞ。

○平川委員 最初に申し上げたように、ある意味ではそういうことが、事例調査のような形ではないと、現場の現状といいますか、現場の感覚というような現実が伝わらないのではないかと思います。

若年層については、40代ぐらいまでを含んでもいいかと思います。

ただ、その方たちの最初の婚姻と言いますか、妊娠や出産とか、それは10代である場合も多くあります。16、17歳ぐらいですね。そういう事態から始まって、いわゆる漂流が始っていくというので、一回ぐらい社会資源についての情報提供をしたぐらいでは、その人の人生の漂流が止まることはあり得ないというくらいに、そのように実態を捉えて、現場では息の長いサポートをしているというのが現状なのです。

○辻村会長 ありがとうございます。ここのところは書きぶりが難しいので、「安易に見える」にするか、互いの性格を知り合う間もなく同居し、望まない妊娠に至るような例というふ

うに書くか、そこは作文していただいて、メールでまた議論させていただきたいと思います。ここは、必ずしも若年層だけがターゲットで改正したわけではないということも含めて、少し書きぶりを、若年層のところは特にというふうに書くなどをしていけばいいかと思います。

また、今のお話ですと、次の7ページの被害者の安全の確保のところ、やはり教育予防プログラムという課題について、このあたりに1行入ってもいいような気がしますね、方向性のところで、予防プログラム、シミュレーションだとか、そういうことが出てきますので、教育という言葉が出てこないのですけれども、7ページの下から8ページにかけて、いろんな形で情報のことが出てきます。研修の充実とか、相談員の話だけではなくて、警察や地方公共団体と連携しということが3行目にも出てきますので、ここに学校や教育機関というのを入れてくるという処理もあろうかと思いますが、ちょっとお考えいただいて、提案をしていただけますでしょうか。

それでは、8ページの下のストーカー行為のことに移って進んでいきたいと思いますが、いかがでしょうか。

小木曾委員、どうぞ。

○小木曾委員 現状のところ、三鷹の事件を受けて、警視庁で特別部署をつくったはずでありまして、それをできれば書き加えた方がいいような気がします。これは、既にすり合わせされたということですが、それを書いた方がいいような気がするということ。

それから、各種命令ですね、禁止命令等の資料はつけないかどうかということですね。

○辻村会長 ありがとうございます。私も同じことを事務方をお願いしたのですが、実は3月20日に検察庁がストーカーの件数についてまとめたということで、皆さん御存じかなと思ったのですが、非常に大きく朝日新聞で取り上げておりまして、その日の夕方のニュース各局が、これを扱っていましたね。それで、加害者更生が必要だということも、被害者の兄という人が長いこと話をしていたり、かなり社会的な関心の高まりがありますので、現状のところに、3月20日に発表になったまとめから、件数などを入れていただいて、そして、特に近年においては年間件数が過去最多になったということを書いて、そして、いかに凶暴化していて、かつ、社会的な関心が高まっている、大ごとになっているのだということがわかるような書きぶりに、少ししていただいたらいいかなと思います。これは、DVの方は件数を入れましたので、ここも入れたらいいと思います。

それから、資料の点も、省庁間でご相談いただいて、このような、今回3月20日に出たストーカー事案とか、検挙件数とか、こういった資料をつける、どの表だったらつけられるとか、ちょっとご相談いただいて、これは本文が15ページで非常に短い報告書ですので、資料の方をできるだけ一見してわかるようにしていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

○柿沼委員 11ページの上のほうに、今後、加害者更生の取組が。

○辻村会長 加害者更生へ行きましたか。

○柿沼委員 これは、ストーカーの続きなのですから。

○辻村会長 続きですけれども、これは5番なのです。いいです、どうぞ。

○柿沼委員 「加害者更生の取組が一層推進されることを期待する」という一文が入っているのですけれども、この加害者対応については、厳罰化とか、更生に対する社会的な要請が強くて、喫緊の課題だと認識しているのですけれども、それで、結びの言葉なのですから、もう少し強調して、例えば、「加害者更生の取組を加速化し、体制整備を進めることが求められている」というような、もうちょっと強調した結語にしたほうがいいのではないかと思います、提案です。

○辻村会長 ありがとうございます。ここも実は、私が見させていただいたときに、数日前に、見解が示された、示された、それで終わっていたものですから、調査会として示されたというのを書くだけでなく、何か方向性を出しましょうということをお願いをしたのです。今のような加害者更生の取組を加速化し、体制の整備などということですね。

取組と言ってしまうと、何かはっきりしたものがあるかのようにみえますが、取組の仕方自体がまだわかっていないという段階ですので、取組について検討するとともに、これを加速化しとか、そういうふうにする必要がありますね。

○柿沼委員 もう一個前にしていただきたい。

○辻村会長 そうですね、この間、森田委員の報告で、10年間のブランクがあったということがありましたので、その取組が滞ってしまっているということのようでしたので、文章を、今、出しました案にしていただければと思います。

それでは、今の9ページで、5番になりましたが、6番も含めて、いかがでしょうか。

どうぞ。もう時間がありますから、15ページまで範囲に入れましょう。

○阿部委員 ストーカー規制の関係で言いますと、やはり「探偵等に対する規制も含めて」ということを一文どこかに入れていただかないと、探偵がかなり関与しているという、今日お出しした、伊勢原のDV殺人未遂事件につきましても、離婚して数年逃げて、もういいだろうと思って母親と同居したら、探偵を含めて、やはり追求され、見つかり、首をナイフで切りつけられるというような事件があったわけですから、やはりこういう問題についても一言、探偵等の、直接的なきっかけは、警察官が非常に安易に報告をしなかったということがばれる直接のきっかけにはなっていたのですけれども、そもそも元妻と子供を探し出す本格的な動きをしたのは探偵だというから、こういった問題についても規制をかけていくということが必要だと思います。

もう一つは、先ほどから加害者の問題で言われておりますが、もっと積極的な言い方はないのだろうか。なぜかという、この伊勢原の被害者も、このところ非常に頑張ってインタビューに答える努力をしているのです。自分の被害について、やはり訴えていくことが必要だろうということで、相当な思いでインタビューに答えているわけですから、この12年で私の余命になると言われたら、彼が出てきたら、また殺されるかもしれない。

この恐怖に、やっぱり打ち震えながら日々を過ごさざるを得ない、というところになってい

るわけなのです。

そうすると、やはり、加害者対策というものをより積極的に取り組むということ、やはり男女共同参画会議なり、専門調査会が全国を取組を取りまとめていって、DV防止法のたしか25条ですか、加害者に対する調査をより一層進めていくというふうに2、3歩踏み出せないでしようかと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。今の民間の探偵業者への対応というのは、どこに書くかというのは難しいので、また考えてください。どこにどういう形で行くか、これは連携協力の話ではないのですね。規制の対象にしてくださいという話ですね。

どうぞ。

○水本暴力対策推進室長 探偵業を含めましてですが、ストーカーの関係の規制については、文章にも書いておりましたが、警察庁の有識者検討会で、まさに今、検討しておるところでございますので、警察と相談はしておりますけれども、余りここで結論めいたことを書くのは難しいかと思います。

○辻村会長 それは、我々の調査会の結論と、ほかの有識者懇談会の結論はまた別物ですから、こちらの結論は、並列して全然構わないと思います。

○水本暴力対策推進室長 ちょっと警察と相談してみます。

○辻村会長 向こうが検討しているから、こっちは何も言えないということではないと思いますので、そこはよろしいのではないのでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○柿沼委員 最後までということですので、7の配偶者暴力相談支援センターの中の（1）の配偶者暴力相談センターの現状なのですが、地方分権に関する一括法案が国会に提出されまして、売春防止法が改正されると思うのですが、この中で、今度は政令指定都市も、婦人相談所は設置可能になるかと思うのです。

そういうことで、手近な埼玉県では、政令指定都市にはありませんし、政令指定都市に配偶者暴力相談支援センター機能の強化に関するような一文がここに挿入されてもいいのではないかと思うのですが。

○辻村会長 これは、都道府県及び市のところですね。

○柿沼委員 そうです。今度、政令指定都市でも、実際、県立のところ、どこの県でもそうですが、扱っているのは、非常に都市部が多いのですが、そこで政令指定都市も、ここの配偶者暴力相談支援センター機能が持てることになるわけですから、それをこのタイムリーなこととして入れていただいた方がいいのではないかと思います。

○辻村会長 それは、検討してください。

○水本暴力対策推進室長 そういう法律改正を予定されているということは聞いているのですが、施行日等は確認しておりませんので、そこも含めまして。

○佐村局長 施行日の関係を確認してみます。

○柿沼委員 法の施行日との関係と、これとを見ていただいて。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。

○（厚労省より補足） 厚生労働省ですけれども、ただ今、柿沼委員がおっしゃられたことにつきまして、地方分権一括法は、今回、第4次の改正で、先日、閣議決定された状況であり、この通常国会で一括法案が成立しますと、平成27年4月1日から配偶者暴力相談支援センターではなく、婦人相談所を指定都市においても設置することができるというものでございます。様々な状況等を勘案しまして、現状どおり、都道府県設置のままでも構いませんし、指定都市の中で、婦人相談所を設置したいというところがあれば、指定都市においても、平成27年4月1日から設置できるというものであり、現在、そのための様々な調整等を行っているところでございます。

○辻村会長 そういたしましたら、※印をつけて政令指定都市についても27年4月1日から可能になるというふうな書きぶりでもいいですし、それはお任せしますので、検討をお願いいたします。

いかがでしょうか、最後の方は、どうでしょうか。児童、高齢者、障害者虐待への、ここに外国人が入っていませんが、山田委員は大丈夫ですか。

○山田委員 できれば、方向性のところで、外国人の女性に対する配慮というのも盛り込んでいただければと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。第3次基本計画では、男性被害者に対する配慮というのが、特別に出てくるのですね。ですけれども、外国人についても、入れるのであれば、ここには入れておいていただければと思います。

それでは、最後の15ページのところですが、一番上に、男性向け相談事業について書かれています。こういう書き方だと、非常に軽くなってしまうので、今後の課題で、本報告書で対象とした案件以外にも、この基本計画9分野との関係で、今後、調査検討を進めるべき課題は、たくさんあるという形で書いて、そして、男性向け相談事業についても、加害者更生との関係でも、今後さらに一層拡充が求められるということを書きましょう。

それから、何よりも学校教育での予防教育プログラムが必要であるといった書きぶりにして、その他、本報告書で述べたこと以外にも、こういう課題がある、そのことが基本計画の第9分野の最初の女性に対する暴力の予防と根絶のための基礎づくり、とりわけ、社会風土の醸成や、そういう教育体制の整備ということにつながるということをちょっと書き込んでいきたいと思っています。そうしておけば、次の課題につながっていくのではなかろうかと考えます。

最後の機会にいろいろ申し上げて大変ですけれども、事務方の方で少し文章化していただいて、メール会議でするしかないかと思いますが、前回そういう意見が出ていればよかったのですけれども、残された時間でなるべくいいものにしていきたいと思っています。ほかに、いかがですかね。

それでしたら、時間が来ましたから、1人2分程度で、まだ言い足りなかったことだとか、あるいはこの専門調査会の今後の課題、あるいはこれまでの取りまとめに関して不足している

点、何でも結構ですので、阿部委員の方から順番にお一人ずつ、順にお願いいたします。

○阿部委員 従来、DV法による一時保護というのは、加害者の見極めができないところから、最悪の状況を想定して、相談を受ける、一時保護をする、そして、遠隔地で生活をして、新しい生活をスタートさせるという形で取り組んできたかなと思いますけれども、実は、このニーズに必ずしも現在が対応できていないのではないかな。例えば、遠くに行きたくないとか、子供の学校の転向を伴うぐらいだったら暴力に耐えようとか、それからすぐ近くに自分の老人の介護をしなければいけないので、遠隔地には行けないとか、様々な事情があって、最悪の事態を想定した従来の一時保護ではないニーズに、どう対応しなければならないのかということが、今、大きな課題になっています。

平川委員からも前回出ましたように、若い女性たちが、実はなかなか被害に遭っても相談に行きにくい、相談しにくい状況も、多分現状の中にあって、若い被害者が、いろんな都市部を漂流しているような状況があると思うのですけれども、こういったところに、どうこちら側がアプローチをしていくのかということが問われている。だから、第1次的にこの法律ができて、様々な苦勞をして、いろんな取組をしたことはある程度一定の役割を果たしたけれども、次のニーズが来ている。この次のニーズにどう対応しなければならないのかというところを、それぞれの各地のいろんな取組や工夫を出し合いながら共有できていけたらいいのではないかなと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

小木曾委員、お願いします。

○小木曾委員 前回、森田委員の御報告にもありましたけれども、予防のプログラムをどのように開発していくかということが、今後、重要な課題になってくるだろうと思いました。今、この報告書の中でも教育について書き込むべきであるという御意見もあったわけで、一般的な教育と、それから起こってしまった後、あるいはその危険性が高い人たちをどうやって見つけて、実際の加害に至らないような取組をすることができるのかということを今後考えていかなければいけないのだろうなと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

柿沼委員、どうぞ。

○柿沼委員 本当の男女共同参画というのを進めていくために、もっともっと女性自身をきちんと自立する自覚を持たせる教育というものも大事ですし、男性に対する人権というものももっとしていかなければいけないと思います。特に私のような婦人会の立場ですと、地域のおばさんたちが、いかにおせっかいをしていくかということも重要なことと、改めて思っております。

10代から80代まで現実に現場で、相談センターの所長として相談を受けていますと、年齢に差はないのですが、若年者というのは、やはり将来がありますので、特に悪い連鎖にならないように、どこで教育をしていくかということは重要なことだと改めて思っておりますので、この会の今後にも重要になっていくのではないかと捉えております。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

苧米委員、お願いします。

○苧米委員 皆さんの会議の内容で、地域間格差というのをすごく感じています。福島県ですと、あと 100 年ぐらいかからないと、男女平等などは来ないのかなと、すごく悲観的です。

毎日電話を聞いていますと、70 代の女性の話を聞きますと、なかなか家父長制が根強い地域だなということを応援に来てくださる方からも言われております。

あと、実際、被害に遭っている方たちが本当に P T S D に苦しんで、そんなにひどいことなのに、けらけら笑いながらお話をしている。そのカウンセリングをきちんとしていかなければ、彼女たちの回復はないと思っていますが、福島県は、なかなかそういうカウンセラーの方がおいでにならないというか、少ない地域ですので、こういう法律がきちんとしてきて、みんなの意識がちょっと変わればいいなと思っています。

○原委員 今、苧米委員がおっしゃったところもちよつかかわってくるのですが、被害者の、例えば、自立支援のマニュアルがあったときに、そのマニュアルがどれだけ被害者の方の心身の回復に視点があるのかというところが、まだ、そこは足りないのではないかと考えています。

実際にうまく自立に向けてもっていったとしても、すぐに仕事をやめざるを得ない状況がいろいろやってきたりとか、本当の自立というのはすごく難しいという現状があります。

そういう実態と、施策はありながらも実態と合っていないところもありますので、そのところは、見ていく必要があるのかなと思っています。

あと、現実には支援をしていく中で、やはり家から出ていけないというか、D V の支援というのは、自立というのが最終目標のように見えていますが、実際は、在宅の状態で相談をしたり、支援を行うというところから始まって、それがそのままずっと続くケースも多いのです。

ですから、そういう人たちに対する子供も含めた支援というのをどうつくり上げていくのかというところに、都道府県が主導した体制整備と、あと、実際にかかわる市町村との連携がもっと進んでいかなければいけないのかなと思います。

あと、実態というところで、今まで D V の被害者支援は、配偶者暴力というのを想定していたと思うのですが、交際相手からもあり、婚姻の意思のない、例えば、30 代、40 代の人たちの D V の相談なども増えていて、いろんなケースが出てきています。

そういったときに、例えば、その支援の視点も大切なのですが、国に報告を上げる相談件数なども、何か分類が合わなくなっているというか、分類が難しく、これはどっちに入ればいいのかとか、先ほどのデート D V でも、では幾つまでだという話も出てきていて、それは、多分、現場、現場で、どこに分類させようかと悩んでいる自治体も多いのではないかと思いますので、そういう実態に合う相談分類、これは今後整備していく必要があるのではないかと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

では、平川委員、お願いします。

○平川委員 民間団体として支援を行ってきた立場から申し上げます。始まりはドメスティックバイオレンスを根絶ということで始まったわけですが、配偶者暴力防止法ができてからは、配偶者間暴力の根絶やその予防、あるいは被害者の保護という、ある意味では女性に対する暴力についての枠組みが小さくなったのではないかと、私どもはそう捉えています。

もちろん私なども、法律に記載されたような言葉を使っていますが、私の周りにいる被害者の方たちは、DVと言えはわかるけれど、配偶者間暴力というと、何のこと、みたいな感覚をもっています。自分が法律が規定する配偶者間暴力の対象にならないのだというようなことも含めて、やはりDVという言い方が、わかりやすいと言われる方たちが多いというのが現状なのです。もともとDVの定義は、親密な間柄にあるパートナー間の暴力ということでしたから、その人が婚姻をしているかどうかの境界は引かれてはいなかったわけです。こういう感覚の人たちに囲まれながら支援をしていますと、今日の議論の中で私の大きな関心事は、その他の課題のところで、包括的な法律を視野に入れてというところにあります。包括的な法律を制定するというところに大賛成でして、そのことに希望を感じます。配偶者間暴力という、ある意味では限定された捉え方の被害ということであれば、暴力被害者支援はもう、これからは立ち行かなくなっていくのではないかと思います。あるいは行かないなどと、否定的に捉えるよりも、包括的にしていった方が、情報の届きにくい人たち、あるいは人生の選択点でどのようにしていったらいいのかがわからなくなっている人たちと一緒に、女性に対する暴力の根絶に取り組むことができるようになっていくのではないかと思います。

この法律ができてから13年が経ちました。この時間が、今、申し上げたようなことが感じられる流れを作り出しているように思います。DVという言葉は、随分と多くの人たちに知れ渡ってきたということがよくわかるような時間であったなと思います。

そういう意味では、このフォローアップにも、DVという言葉を入れた方がいいのかもしれませんが。

繰り返しになりますけれども、被害者救済に関する包括的な法律が欲しいです。これを視野に入れるということについての議論を、早く始めていただけることを願っております。

そうなれば、荻米委員のおっしゃった性的な暴力についても、包括的な法律という視野の中で考えていくことができるのではないかと思います。

○辻村会長 ありがとうございました。

では、山田委員、お願いします。

○山田委員 山田でございます。

いろいろ言いたいことはあるのですが、起きてしまった後に関しては、本当にだんだんと整備されてきているのだと思うのですが、やはり、なぜこういうことが起きるのか、そして、どんどん最近増えているのかという背景要因に関しても、今後は検討が必要ではないかと思っています。

よく私も、イギリスのブレア元首相の言葉を引用するのですが、犯罪を罰することは必要だけれども、問題は、犯罪を生み出しているような社会状況を改善することが最も必要な

ことなのだと、よく引用させていただいているのですけれども、やはりDVが起きる背景、裏側の問題というのを今後はやっていく必要があると思います。

特にDVとか、そういうものに関しては、私、感情社会学というのをやっているのですけれども、感情の問題が絡まってきているので、厳罰ではなかなか対応できない、というのは、もう死んでもいいという人たちに死刑にしてやるというふうに言っても、自爆テロと一緒になので、自爆テロの人に死刑にするからやめろと言っても、自爆してしまうわけですから、そういう感情の問題が絡まっていることに関しては、対症療法だけでなくすということは非常に難しいと思っています。

だから、私は、いわゆる社会学者としていろいろ広い視点から見ていると、やはり暴力を振るう側の状況、暴力を振るわれる側の状況が関連しているのではないかと考えています。

男性は、先ほど言ったように、後がないとか、私はよく講義でカルメンを引用するのですけれども、カルメン、ホセは追ってきて、兵士を失業してしまって、もう後がないから、振られてしまったら殺すしかなかったという、このつきまといDVというのは150年前からある問題ですから、逆に、もう後がないという男性、男性だけではないですけれども、状況を加害者の方につくり出してはいけません。やはり、男性側の不安定就労なり、将来に希望がない人たちの問題というのが絡まってきているというふうに思っています。

今度は、被害者の方では、やはり、私は若年女子の貧困化というものが、ここ10年、20年の間で進んできたというのが、この背景にあると思っています。つまり、社会学では、社会的包摂と言うのですけれども、いわゆる自分で自立して、お金を稼げるという意味での包摂と、あと、誰かに養われるという意味での包摂と2つあるのですけれども、この若年女子に関しては、まず、まともな自立できるほどの収入がない若年女性が増えてきている、さらに、私がパラサイトと呼んだのですけれども、近年は、親の方も経済的余裕がなくなってきた、親にも頼れないで、放り出される、貧困スパイラルが増えてきている。

という中で、そういう意味で、ひどいとわかっていても、生活のためには頼らざるを得ないという状況が、若年だけとは限りませんが、それに出てきているというところも問題なのではないかと思っています。

さらに、その裏側には、男が養って、女がそれに依存するのが当然だというような、まだまだ性別役割分業意識というのは、日本では強く、制度的にもそれが支持されている、つまり、自分を養ってくれる男性がいないと、なかなか女性は生きていけないというような状況が背景にあるのではないかと考えています。

あと、1分よろしいですか、このような暴力的状況が広がってくる副次的効果として、若い人の男女交際がだんだん少なくなっている、ここ10年の間で、性体験率も減少していますし、男女の交際相手の割合も、未婚率も増えていきますし、未婚者の交際率も減少しています。

性教育協会の調査によると、男女交際は楽しくないとか、性的関係は怖いというような中高生が増えていて、こういう状況が増えれば増えるほど、若い人に男女交際は怖いという意識が広まってしまい、結果として交際が少なくなり、少子化がますますおそれられるというふうに

危惧しております。

ですから、何が健全かというのはあれですけども、被害に遭わないような男女交際をするためには、こういうふうにして、そして、そういうのは楽しいのだと、結婚して子供をつくるのが安全でかつ楽しいのだよというものを推進していくようなことが、少子化対策のためにも求められていると、私は思っております。

すみません、ちょっと来年4月から1年海外に行きますので、少し長めに話させていただきました。来年というか、もう1週間後には、私は日本にいませんので、ちょっと長めに話させていただきました。

○辻村会長 ありがとうございます。皆様から非常に重要な論点を御指摘いただきました。

とりわけ、山田委員からは、最後の御奉公ということで、幅広い問題を提起していただきました。

この調査会では、今期は、DVのフォローアップということで、法改正がございましたので、今後は、やはり交際相手からの暴力についてのフォローアップを重点的にしていかなければいけないだろうと思います。

ストーカー規制については、これまで第3次の計画では、その他の問題のところ少し入っていたのです。2010年の段階ではそれでもよかったかもしれませんが、この次の計画では、かなり大きな柱になってくるだろうと思われまますので、交際相手からの暴力の問題と、ストーカーの問題、これは当然密接に関係しておりますので、この問題について、重点的にやっていくということを、次の男女共同参画会議では、しっかり報告をしていきたいと思ひます。

ただ、これだけではなくて、今、山田委員が御指摘くださいましたことですけれども、社会全体の性役割もそうですし、暴力的な性支配の問題、これは、最初に言われた社会状況を改善すると、全ての問題になってくるわけです。

そこで、第9分野では、我々が今回扱わなかった問題としてセクシャルハラスメントがあります。

また子どもについての性的な暴力、児童ポルノの問題なども絡んできているのです。人身売買も入っているのです。

我々の調査会が第9分野を担当しているとすると、私たちは、前期は性暴力の問題、今期はDVを問題にし、来期は、ストーカーと交際相手を中心にしていくわけですがけれども、その背景には、やはりかなり広い問題があるということ、もう一度認識して、セクシャルハラスメントが起こる環境という、構造も見ていかなければなりません。職場であれ、学校であれ同じようなことだと思いますし、さらには、ポルノでありますとか、売春の問題まで関連がある可能性がありますので、そのあたりも広い視野に立ちながら大きな問題があるということをしつかり認識した上で、ぜひとも今後とも幅広い視野に立ちながら、多様な問題をお出しいただくということを期待しております。私自身も、そのようなスタンスで臨みたいと思ひております。御協力いただきましてありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、室長の方にお返しします。今後の検討の仕方について事

事務局から御指摘をいただくのですが、私がさっき言いましたように、9分野についての課題は非常に広いのですが、その中の幾つかしか我々は扱ってこられなかったわけですから、そういったことを、もし、時間が許せば、ヒアリングをするなりして進めていったらどうかと、私自身は考えております。

私は、以上です。よろしくお願いします。

○水本暴力対策推進室長 本日も御熱心に御議論いただきましたことに、お礼を申し上げます。

本日いただいた御意見を踏まえまして、事務局の方で取りまとめ案の修正案をつくりまして、また御相談させていただければと思います。

会長からお話がありましたとおり、取りまとめの最終的なものにつきましては、男女共同参画会議に報告されることになっております。

また、本日の議事要旨につきましては、会長の御確認後、速やかに公表させていただき、議事録につきましては、事務局作成案を委員の皆様にご覧いただきまして、会長に御確認いただいた後、公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、次回につきましては、追って事務局より連絡をさせていただきます。

○辻村会長 では、よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、第75回になりますけれども「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。